

第三節 農村社会の成立

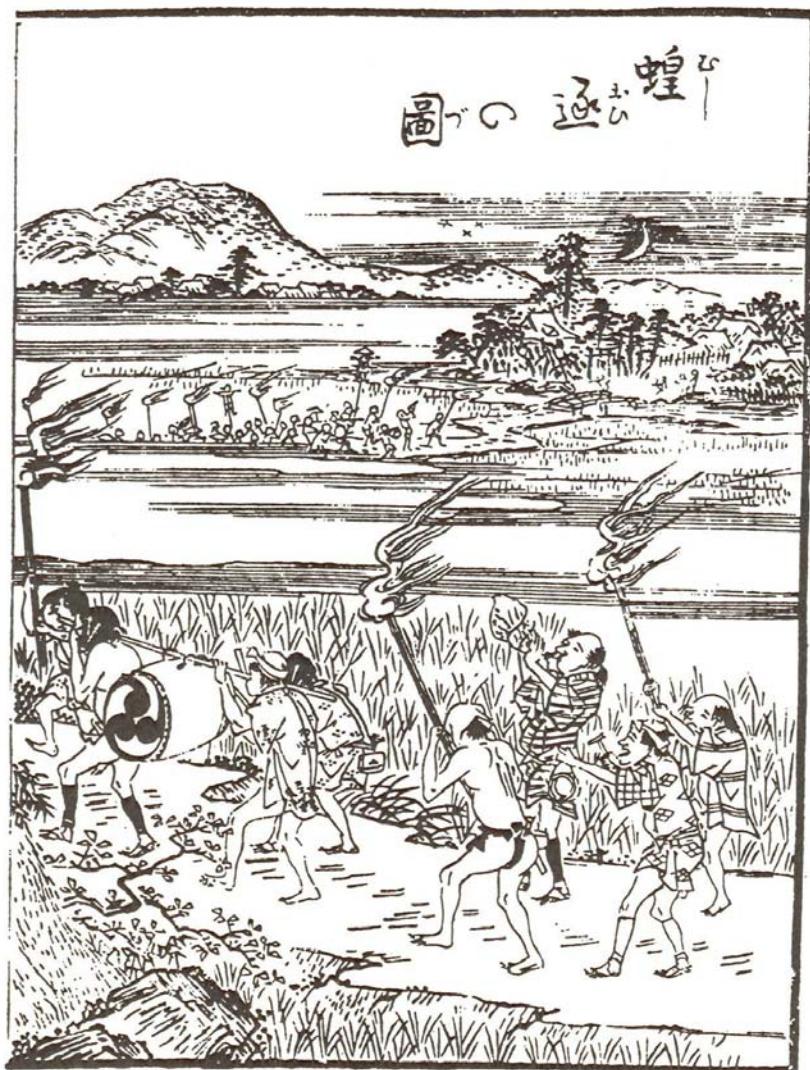
一 村の暮らしと支配

虫送り 享保十七年（一七三二）六月中旬から発生し始めた蝗の大群は、七月下旬に至つて史上空前とも言える被害を西日本の各地にもたらした。小倉藩に限つてみても、翌十八年春までの餓死者は城下町で二五〇〇人余、企救郡七六〇〇人余、京都郡六〇〇〇人余、田川郡六七〇〇人余、仲津郡七

七〇〇人余、築城郡六〇〇〇人余、上毛郡六一〇〇余と、合わせて四万人にものぼる死者を出すに至つた。

現在は農薬をはじめとする除虫技術が発達しているが、近代的な農業技術が導入される以前の社会では、稻の病虫害は、農民が恐れた天災地変の代表的なものの一つであった。かといって、農民たちがそれに対してもうまく対応する方法を講じることの出来ることと言えば、神仏に祈ることとか、田に鯨油を流して害虫を叩き落とすとか、あるいは「虫送り」を行うことくらいであった（第25・26・27図参照）。

虫送りは、日が暮れるとともに藁などに火を付けウンカを誘い出し、松明ひまつをともして、鉦かね・太鼓ではやしながら、村の外へ虫を追い払う。虫追いの際、百姓たちは独特の唱え言葉を口にした。
実盛さねもりさんは ご一死んだ



第25図 虫追ひの図（『除蝗録』「日本農書全集」15巻）

その虫は御供で

アトツケ マンヅケ エイホイ ワーイ

(築上郡文化財協議会「ふるさとのうた」)

平家の家臣であつた斎藤別当実盛が、源氏の手塚太郎光盛と戦つた際、稻の切り株に足をとられた隙に討たれ、その恨みで稻の害虫となつた、という故事にちなんだものである。同様な唱え言葉は豊前地方一円に広がるものである。

実盛さんは 加賀の国の篠原で

ごりよんしょを構えて

根虫 葉虫 こんか虫

よろずの虫の御供で エーイ エーイ ワー

(同前資料)



第26図 虫の駆除 竹筒の底に小さな穴をあけ、持ち歩いて水につけながら、田に油を流す。
図では、その後から藁箆で虫を叩き落としている。
(『除蝗録』「日本農書全集」15巻)

さねもり虫はごじんざ
こぬか虫は御伴せ
あとふき栄えた

(田川市史 民俗篇)

こういった唱え言葉を口にしながらの虫追いは、築上郡域では大正七、八年ごろまで行われていたと言い、ごく最近まで続いていた農耕習俗であった。

天保元年（一八三〇）七月二十二日から二十四日にかけて、国作手永で虫追いが行われた。ただし、この時は御三卿・一橋家の第四代当主・一橋斎礼が、同年の六月十九日に死去したことに伴う喪のため、鳴り物を用いることは許されなかつた（国作手永大庄屋文書天保元年「寅日記」七月二十二日の条）。しかし、二十二日から二十四日にかけての虫追いでは十分な効果が得られなかつたようで、仲津郡大庄屋中より再び六日間の虫追いを、夜中に鉦・太鼓を用いて行うこと願い出ている（同前七月二十二日条）。このことについて、仲津郡奉行は家老に問い合わせたようであるが、結局鉦・太鼓を用いたら、京都郡がそれを手本にして虫追いを行うので、板の類いを叩いても同じ効果が得られるだろうから、そのように取り計らうことと指示している。また田川郡は内々に鉦・太鼓を用いて虫追いをしたらしいが、田川郡は他の郡から離れているから見られることはないが、仲津郡は「東郡中央之郡」であるから、他郡に見られるので良くないとしている。大切な農耕行事である虫追いも、鉦・太鼓を打ち鳴らし、唱え言葉を大声で叫ぶそのスタイルのため、事情によつてはその内容



第27図 火をたいて虫をとる
(『除蝗錄』「日本農書全集15巻」)

に制限が加えられた良い例である。ただ、虫追い行事の騒々しさは、そのスタイルのせいだけではなく、騒々しさに乗じて遊戯化したものも実際に多かった。天保十二年（一八四二）の幕府からの触れには「村々において神事・祭礼・虫送り・風祭などと名付けて芝居や見世物を催し、衣装や道具を作つて見物人を集め金錢を費やしている者がいる。以後、こういった者を村へ立ち入らせるな」（国作手水大庄屋文書天保十二年「日記」十二月十六日の条）とあり、虫送りが遊戯的なものに利用されることもあった。

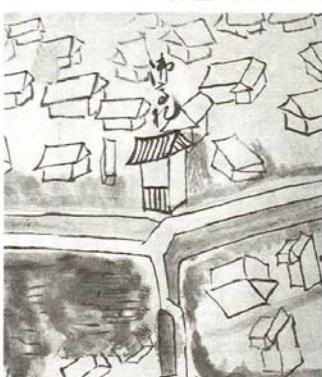
高

札

高札は制札とも言い、法令・禁令などを板札に墨書きし、町や村の辻や橋詰などの人目につき



第28図 仲津郡大橋村の高札場
(小笠原文庫1078)



第29図 築城郡赤幡村の高札場
(赤幡村庄屋文書)

やすい場所に掲示したものである。法令や禁令などを掲示することは、古く奈良時代末から見られることがあるが、江戸時代の高札につながるものは、室町時代の徳政や撰錢などの高札に、その系譜を求めることが出来る。江戸時代の法令・禁令は、幕府法（公儀御法度）と藩法（自分法度）に大別されるが、高札も公儀御高札と自分高札の区別があった。重要視されたのは公儀御高札つまり幕府の発した法令・禁令の記された高札である。このことは幕府領に限らず大名領などの高札場でも同様であり、「大高札」と呼ばれる五枚の公儀御高札（親子札、毒薬札、駄賃人足札、切支丹札、火付札の五枚）などが、高札場において主流の位置を占めた。大高札と呼ばれた五枚の高札などは、江戸時代の初期には、法令の

改正や改元、幕府老中の交替の際に書き換えが行われたが、四代将軍家綱のころからは、改元の際だけ行われるようになった。また五代将軍綱吉のころには、将軍の代替わりの後の最初の改元の際だけに高札の書き換えを行うようになつたが、この慣行も七代将軍家継の時に崩れた。そのため幕末に至るまで、六代将軍家宣が将軍となつて最初の改元の時に書き換えた、正徳元年（二七一二）五月付の高札が維持された。

小倉小笠原藩の高札場建物は、宿駅の場合、本宿・半宿の区別なく、幅一間・奥行き三尺であつた。高札の枚数は漆喰の白壁であり、前面には腰格子が附けられていていた。宿駅以外の町や村の高札場建物は、構造に違ひはないが、大きさが異なり、幅一間・奥行き一間の瓦葺きで、壁数も宿駅とそれ以外の町・村では異なり、宿駅が幕府の高札九枚・藩の高札三枚の合計一二枚であつたのに対し、それ以外の町・村の場合は、幕府と藩それぞれのものが一枚ずつであつた。

江戸時代の高札は、「法令・禁令などを板札に墨書きし、掲示したものの」としてだけの意味を持つものではなかつた。高札に書かれた法令・禁令の文章は簡潔で、また書かれた文字も、文字どおり「お手本」であったから、寺子屋などにおいて教科書的に使用された。嘉永七年（一八五四）七月、仲津郡奉行より長井手永大庄屋に対して行われた、口達による指示によれば、「高札場に掛けている法令・禁令を百姓の子供たちが文字の練習をする手本として書き写せられ、自然と法令を覚え込む



第30図 明治4年12月小倉県参事名の高札
(築城町天徳寺所蔵)

であろうから、村々の手習いの師匠たちへ申し聞かせること」（国作手永大庄屋文書嘉永七年「御用日記」七月二十一日条）とある。また、同様なことについて、高札や触れを「往来庭訓・古状揃」などと同様に読本とすること、と指示している（同前八月二十九日の条）。

また、高札および高札場には、幕府を頂点とする國家権威を誇示するものとしての役割があった。高札場の周囲には矢来などで匂いを廻らし、石垣または土盛りで一段高くし、管理には町・村の役人があつた。さらに、高札場の前を通行する際には敬礼することを要求したことからも、単なる法令の掲示板ではなかつたことが分かる（第28・29図参照）。

天保十五年（一八四四）、彦徳村において高札が紛失する事件があつた。三月一日に仲津郡の大庄屋らによる下調べが行われた後、同十三日に本格的な取り調べが実施された。この時の取り調べは、長井手永大村（現在の犀川町大字大村）にある長井手永大庄屋の役宅において実施された。彦徳村からは、庄屋・方頭らが出頭したものと思われるが、取り調べを行う藩方の役人として、郡奉行と代官それに郡目付が、また仲津郡の五手永すべてから大庄屋・子供役・手代が出向き、総勢で一二〇人近くにのぼる取り調べとなつた（長井手永大庄屋文書天保十五年「辰御用日記」三月一日、三月十三日の条）。幕府を頂点とする國家権威を誇示・象徴するものとしての高札を、当事者たちにその意図が無かつたとしても、「神聖」なものを冒した管理責任の追及は厳しかつた。

六代将軍家宣が將軍となつて最初の改元の時に書き換えた、正徳元年五月付の高札（大高札）は、幕末まで維持されたが、どれほど大切に扱われても長い年月を経れば、所詮墨書しただけの板切れであり、風化・

劣化するのは当然である。特に、墨が薄くなり文字の判読が困難になるには、さほど長い年月は要しなかつたであろう。「さわらぬ神にタタリなし」的に、見て見ぬふりをする場合も多かつたと考えられるが、当然書き換えを行うこともあつた。ただし、この場合も町や村で勝手に書き換えることなどは許されなかつた。

天保五年（一八三四）二月一日、長井手永大庄屋は、管内の庄屋を役宅に集め、高札の文字が薄くなり、正しく読めなくなつた分については書き換えを願い出ることを口達している（長井手永大庄屋文書天保五年「午日記」一月一日の条）。この指示に従つて、崎山・古川・久富・大村・喜多良・山鹿の各村は、幕府の駄賃人足札・切支丹札など合計一四枚の高札の書き換えを願い出ている（同前一月二十一日）。小倉藩では実際に農村の高札書き換えを担当するのは、郡方作事役であつたようである。この時の書き換えは仲津郡全体（藩全体で行われたのかもしれない）で同時に、小倉において行われたようであるが、同年五月初旬には完了している（同前五月九日）。

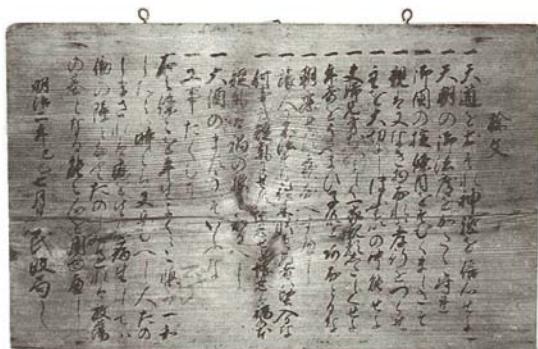
天保十五年（一八四四）の高札の書き換えの際は、小倉においてではなく、一人の書役が領内を廻郡する形で行われた。四月七日から始まつた書き換えは、呼野・香春・添田・大村（仲津郡）・椎田・八屋・大橋・行事・苅田の各所で休泊しながら、四月十六日に完了している（長井手永大庄屋天保十五年「辰御用日記」四月八日の条）。

明治新政府は、慶応四年（一八六八、九月八日明治に改元）三月に、諸国の高札について「是迄之分一切取除ヶ」（『中原嘉左右日記』第一巻）た上で、太政官名による五枚の高札を新たに立てるなどを指示した。この時に、それまで掲示されていた高札が廃棄され、当地域に慶応四年以前の高札はほとんど残っていない。

慶応二年（一八六六）八月一日、長州との戦いにより小倉城を自焼した小倉藩は、田川郡香春に仮の藩庁を開き、慶応三年（一八六七）一月、藩名を「香春藩」と改めたが、その香春藩時代に村々の高札場に掲示された高札に、次のようなものがある（第31図参照）。

論文

一天道をおそれ神仏を信心せよ
一天朝の御法度をかたく守れ
一御国の掟・条目をそむくましきぞ
一親は又なき物なれば孝行をつくせ
一主を大切にし、ほうはいの中能せよ
一夫婦兄弟むつまじく、一家親類したしくせよ
一年寄をうやまひ、子供をあなどるな
一朝寝せず夜なべすべし
一旅人に不法すな、往来状もたぬ者は堅入る、な
一何事も短氣にせず堪忍せよ、堪忍は福の本、短氣は禍の根と知るべし
一大酒のまづ、うそいふな
一工事たくむな



第31図 明治2年香春藩の高札（築城町個人蔵）
公布された時は、「郡政局」名であったが、明治2年10月1日に、郡政局が「民政局」と改名したのを受けて書き換えている。

右の条々を平生よくよく慎み、一和したらば時々は又楽しむべし、人たのしまざれば、やまひを生ず、病生じては働の障となり、たのしみ過ぎれば放蕩の基となる、能々心を用ゆべし

・明治二年己巳七月旦

郡政局

(長井手永大庄屋文書明治二年「已御用日記」七月五日の条)

この高札の掲示は「雛形の通村々にて相認め、高札場に来る十三日(明治二年七月十三日)迄、間違い無く掛方いたし候様」との指示があった。高札の書き換えすら村方の勝手には出来なかつた時代を考えれば、「村々にて相認め」る高札が現れたことは、藩に高札を支給する余裕が無かつたことが第一の原因であるにせよ、一つの時代が終わつたことを、強く庶民たちに印象付けたであろう。

結局、高札による法令の公布方式は、時代にそぐわないとの見地から、明治六年(一八七三)二月二十四に廃止された。

五人組

農民が年貢を上納出来ず村を逃げ出すと、庄屋は大庄屋にその農民を村方から「帳外」つまり宗門人別帳から除外することを願い出る。宗門人別帳から除外するということは、現在で言えば、戸籍も住民票もなくなるようなことを意味している。そして、もし出奔した農民に年貢の不払いがあつた場合、それを肩代わりするのは、出奔した農民が属していた五人組の者たちである。

五人組制度の前身は、慶長二年(一五九七)に豊臣秀吉が、武士の相互監視のために、五人組・十人組を組織させたのが始まりである。江戸幕府は慶長八年(一六〇三)に京都において、秀吉の制度を町人にまで及ぼせた十人組を組織した。その後も幕領内での五人組制度は推進されたが、幕領・私領を問わず、全国的

にこの制度が施行されるのは、寛永十年代（一六三三—四二）といわれている。

五人組が組織されたのには、兵農分離が進められていく中にあって、農村の治安を維持していくための相互監視組織として、また村請制を原則とする年貢制度の中には、年貢未進者の弁済を組内の者が行うなどといった、連帯責任の組織としての目的を持つてゐる。そして結果としては、村落に閉じ込められ、土地に縛られた生活を営むことを、農民自身が相互に監視しあうことで実現してしまるのである。

五人組は、その名称のとおり、最寄りに住む五人前後で組織し、その中の一人を頭とした。五人組の中には、親類・縁者や仲のよい者同士を入れることは無かつたと言われてゐる。

五人組制度を施行した所では、村ごとに「五人組帳」が作成され、農民が守らなければならない事項を前書きし、守ることを誓約した農民が連名・連印した。そして五人組帳は、毎年領主に対して提出したのであるが、小倉藩では毎年五人組帳を提出するようなことは、少なくとも江戸時代後期には、行われていなかつたようである。その代わりに子年と午年の全国一斉の人口調査の際などに、五人組の改めが行われることがあつたようである。例えば、天保四年（一八三三）に、仲津郡奉行・代官から大庄屋・子供役に対して「来年（天保五年）は午年の人口調査があるので、その時一緒に五人組の改めを行い、一手永の帳面を作成して提出すること。また五人組の名前を書き記して、家々の門口へ張り出すこと」（国作手永大庄屋文書天保四年「已日記」八月十日条）と指示されている。築城郡では天保七年（一八三五）に五人組の改めが行われたが、その際に藩側が作成した五人組の申し合わせ事項を、少し長くなるが紹介しよう。

五人組申し合わせの事

一前々より度々仰せ出だされ候捷筋、堅く相守り候申し合わせの事

一両親へ孝行・実儀を専らにいたし、家内・従類睦敷、農業出精いたし候申し合わせの事

一御年貢納方万事念を入れ、収納割り日延びに相成らざる様皆済致し候申し合わせの事

一吉凶に付、聊の費えこれ無き様、格別の祝儀に付き、寄り合いの節一汁一菜、肴二種・酒三献限り、過酒に及ばざる様第一申し合わすべし、仏事の節一汁三菜・無酒の事、其の外神事・祭礼等の節、相互に往来致す間敷申し合わせの事

但し吉凶に付き取り遣りの儀、右に准すべき事

一牛馬取り扱い、喧嘩・口論致す間敷儀は勿論、万事に付き我欲の取り計らい致さず申し合わせの事

一組合内病氣・差し合い等にて、作方根付け取り揚げの時節を失い候はば、組合より助け合い候申し合わせの事

一牛馬寄せ合い候ハヽ、成るだけ組合にて寄せ合い候様致すべき申し合わせの事

一市中は勿論、他郡へも奉公に罷り出でず候申し合わせの事

一市中へ罷り出で手寄りを頼み、色々の儀頼み込み候義、相成らず、申し出で度儀は筋をもつて申し出で候申し合わせの事

一他方へ罷り出で逗留致す間敷申し合わせの事

一御役人へ対し無礼致さず候申し合わせの事

一馬に乗らず申し合わせの事

一他国神社仏閣抜け参り相成らず申し合わせの事

一諸役目念を入れ相勤め候申し合わせの事

一銘々持場所道筋損所これ有り候ハ、取り繕い、万物道筋へ持ち出し置くべからず、道筋へ添い候田畠持ちのもの、道を削りせば、免ざる様申し合わせの事

(有門家文書二九三)

こういった申し合わせ事項は、五人組頭の家で開かれる寄り合いの際に、反復朗読され、周知徹底が図られたのではないかと思われる。

五人組の連帶責任制度は、密告を奨励する風潮を生み出し、卑屈な精神、新しい試みへの躊躇、権力への柔順といった、支配する側にとつては好都合の精神風土を庶民たちの中に育てていった。

昭和十年代に、國家総動員体制の最末端組織として、また相互監視組織として作られた「隣組」は、この江戸時代の五人組制度が原型である。

二 米の年貢

検地について

近世大名の農村支配は、徹底した土地の調査を行つて、「石高制」という制度を確立した点で、それ以前の時代の農村支配とは異なる。石高制とは、すべての土地を、そこからどのくらいの量の米が取れるか、ということで評価して、年貢徴収の基本とした制度で、大名の領国の大ささ